

公益社団法人隊友会 滋賀県隊友会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、公益社団法人隊友会 滋賀県隊友会「以下、県隊友会」と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を滋賀県大津市におく。

(目的)

第3条 本会は、公益社団法人隊友会（以下、隊友会と言う。）定款第3条に基づき、国民と自衛隊のかけ橋として、相互の理解を深めるとともに、防衛意識の普及高揚に努め、国の防衛及び防災施策、慰霊顕彰事業並びに地域社会の健全な発展に貢献することにより、わが国の平和と安全に寄与し、併せて自衛隊退職者等の福祉を増進することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防衛及び防災関連施策等に対する各種協力
- (2) 安全保障特に防衛に関する諸問題の調査研究及び政策提言
- (3) 自衛隊諸業務に対する各種協力
- (4) 隊友紙及び安全保障特に防衛関連書籍の発刊
- (5) 予備自衛官等に関する支援
- (6) 殉職自衛隊員及び戦没者等の慰霊顕彰に関する事
- (7) 殉職隊員の遺族に対する援助
- (8) 地域社会の健全な発展に寄与すること
- (9) 会員の福祉厚生、相互扶助及び親睦に関する事
- (10) 隊友会理事長（以下理事長と言う。）から委託された事業
- (11) その他、前条の目的達成するにふさわしい事業

(本規約の準拠)

第5条 県隊友会規約の準拠は全て公益社団法人隊友会定款及び各種規則に拠るものとし、県規約に定めのない事項については公益社団法人隊友会定款、各規則の定めを拠るものとする。

第2章 会 員

(本会の構成員)

第6条 本会の会員は、隊友会定款第5条に定めるところにより、次の4種とする。

(1) 正会員

ア 警察予備隊、海上警備隊、警備隊、保安隊及び自衛隊に在職して正常に退職し、隊友会の趣旨に賛同した者。

イ 予備自衛官補として採用され、現に予備自衛官補、予備自衛官又は即応予備自衛官として在職する者で、隊友会の趣旨に賛同した者。

(2) 賛助会員

現に自衛隊に在職し、隊友会の趣旨に賛同した者

(3) 特別会員

前2号以外で、隊友会の趣旨に賛同した個人又は法人その他の団体とし、個人の特別会員のうち、正会員の家族(遺族を含む。)を個人特別会員(家族)とし、その他を個人特別会員(一般)とする。

(4) 名誉会員 隊友会に対し多大の功労があり、本部総会で承認した者

(会 費)

第7条 会費及び会費の徴収等については、隊友会定款第7条及び隊友会規則第1号第9条の定めによるものとし、会費の納入については隊友会規則第1号第10条の定めによるものとする。

2 県隊友会特別会員の会費は、年額、個人(一般)1口5千円、及び法人等1口1万円としそれぞれ10口以内並びに個人(家族)1千円とする。

3 会費は、支部長が徴収する。状況により郵便振替にて納入することが出来る。但し、特定の特別会員については事務局で直接徴収する場合がある。

4 納入時期は、年度初から6カ月以内とする。年度途中の入会者は入会申込書に付して収める。

5 当該年度末における未納者には、支部長及び事務局より催告し、納入を促すものとする。

(入 会)

第8条 隊友会に入会を希望する者は名誉会員を除き、隊友会規則第1号第3条に定める入会申込書を県会長に提出しなければならない。

2 県会長は、隊友会規則第1号第4条第3項に基づき入会申し込みを受けた場合は、隊友会理事長(以下「理事長」という。)の承認を受けるものとする。

3 入会の細部要領については、別に定める。

(任意退会)

第9条 本会の正会員及び特別会員は、隊友会定款8条により退会しようとする時は、隊友会規則第1号に定める退会届を県会長に所属支部を通じて提出するものとする。正会員及び特別会員が事業年度の途中において任意に退会する時は、その会員であった期間に相当する未納会費を納入しなければならない。この際、会員が既に納入済の年会費及び一括前納会費はこれを返還しない。

(除 名)

第10条 会員が隊友会定款又は隊友会規則に違反したとき、隊友会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたときは、第35条第1項に示す県総会の議決によって、隊友会理事長(以下「理事長」という。)に対し、本部総会における除名の上申をすることが出来る。

(会員の資格喪失)

第11条 本会の会員は、前2条の場合のほか、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 総正会員の同意があったとき

(2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき

(3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。

(4) 連続2年以上会費を納入しないとき。

(会員資格の喪失に伴う権利義務)

- 第12条 会員が前2条の規定により、資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。
- 2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費及びその他の拠出金品は、これを返還しないものとする。

(報告及び通報)

- 第13条 正会員は、移転があった場合には、所属支部を通じて県会長に報告するものとする。
- 2 県会長は、正会員の移転について関係する支部に通報する。この際、本会とは別の県隊友会との移転については、関係する隊友会及び支部に通報するものとする。

第3章 県 役 員

(種別及び選任)

- 第14条 本会に次の県役員をおく。
- (1) 理事役 40名程度
ただし、1名を県会長とし、若干名の副会長、各支部長(副支部長をおく支部にあっては副支部長を加える。)を含むものとする。
- (2) 監事役 3名以内
- 2 理事役及び監事役は正会員の中から県総会において選出する。ただし、相互に兼ねることができない。
- 3 県会長は、理事会の議決により選出、支部長等会議の同意を得て、理事長に推薦し本部における理事会の承認を経て理事長の委嘱を受け、事後すみやかに第35条第1項に示す県総会に報告するものとする。
- 4 県副会長は、理事会の議決により選出し、県総会に報告するものとする。
- 5 理事役、監事役の選考等については別に定める。

(職 務)

- 第15条 県会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 2 県副会長は、県会長を補佐し、県会長に事故あるときは、別に定める順序に従い、その職務を代理する。
- 3 理事役は、理事役会において本会の業務の遂行を図るほか、県会長の指示により、会務を分掌する。
- 4 監事役は、本会の資産会計及び業務の執行状況を監査する。

(任 期)

- 第16条 県役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、会長の再任は3任期までを原則とするも交代が会務の運営に重大な支障をきたす等の事情に依り任期延長はやむを得ないものと理事役会において決議した場合はその事情が解消するまでの期間に限り任期を延長することが出来る。
- 2 県役員の定年は、原則として73歳とする。ただし、当該役員の交代が会務の運営に重大な支障をきたすものと県会長が認めた場合には2任期以内に

限り任期を延長することができる。

- 3 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。但し再任を妨げない。
- 4 県役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行わなければならない。

(解任)

第17条 県役員で心身の故障により職務の執行に耐えないとき、又は県役員たるにふさわしくない行為があったときは、任期中といえども県総会の議決により、これを解任できる。

第4章 県隊友会顧問等

(県隊友会顧問等)

- 第18条 本会に県顧問、県相談役及び県参与をおく。
- 2 県顧問は、理事役会の推薦により県会長が委嘱する。
 - 3 県相談役を置く場合は、自衛隊滋賀地方協力本部長を理事役会の推薦により県会長が委嘱する。
 - 4 県参与は、会務遂行上必要と認める者又は著しい貢献のあった者等に対し、理事役会の承認得て会長が委嘱する。
 - 5 県顧問、県相談役及び県参与は、県会長が必要と認めた事項につき、その諮問に応ずる。
 - 6 県顧問及び県参与の委嘱基準等については別途定める。
 - 7 県顧問等で県会長経験者のうち特にその功績の著しい者に対し、総会の推薦により県会長が県名誉会長の称号を付与することができる。

第5章 事務局

(事務局)

- 第19条 本会の事務を処理するため事務局をおく。
- 2 県会長、県副会長を除く理事役及び専従員をもって事務局を構成する。
 - 3 事務局長は、県会長が理事役の中から指名する。
 - 4 事務局に関する規定は、理事役会の議決を経て、県会長が別に定める。

第6章 下部組織

第1節 組織の構成

(構成)

- 第20条 本会は、隊友会規則第4号に基づき、下部組織として、支部を置く。
また、状況に応じ数個の支部をもって地区支部連合会を設けることができる。
- 2 状況に応じ、駐屯地・基地等に隣接する数個の支部及びその駐屯地・基地等出身会員相当数が所属する支部をもって、地区部隊連絡会を設けることができる。
 - 3 支部の下部組織に、必要に応じ分会を設ける。
 - 4 本会及び支部等は、第32条に定める部会を設けることができる。
 - 5 本会の組織図は、別図「滋賀県隊友会組織図」のとおりとする。

第2節 支部

(設置及び改廃)

第21条 支部は、地域支部、職域支部及び出身別支部に区分する。

- 2 地域支部は、市、町ごとに設置し、通常その市、町名を冠称する。止むを得ず、数個の市、町を併せて1個の支部を設置する場合は、適宜の名を冠称することができる。
- 3 地域支部、出身別の支部の設置及び改廃は、理事役会の議決を経て、県会長が行う。
- 4 職域支部の設置及び改廃は、その組織の代表者又は支部長の申し出により、県会長が承認する。

(機能)

第22条 支部の機能は、次のとおりとする。

- (1) 県隊友会の基本単位として事業を行う。
- (2) 会員の親睦実践の核心となる。
- (3) 本会等上部機関から委嘱された事業を実施する。
- (4) 下部組織たる分会等を統括、指導、調整する。

(事務所)

第23条 支部の事務所を特設しない場合には、支部長の住所をもって事務所の所在地とする。

(支部役員)

第24条 支部に次の支部役員をおく。

- (1) 支部理事役10以内、ただし、1名を支部長、若干名を副支部長、1名を会計担当とする。
- (2) 支部監事役 1名以上
- 2 支部長は支部を代表し、この規約に定めるところにより支部を運営する。
- 3 支部長以外の支部役員は、支部長を補佐しその業務にあたるものとする。
- 4 支部理事役及び支部監事役は、支部の総会において選出し、県会長に報告するものとする。

(支部顧問、支部相談役)

第25条 支部長は、支部顧問及び支部相談役を委嘱することができる。

第3節 地区支部連合会

(設置及び改廃)

第26条 地区支部連合会（以下「地区支部連」という。）は、隣接する数個の支部をもって、所要に応じこれを設ける。

- 2 地区支部連は、地区の名又は適宜の名を呼称することができる。
- 3 地区支部連の設置又は改廃は、処置しようとする支部長が連名で県会長に申請するものとする。

(機能)

第27条 地区支部連は、地区内における各支部相互の連携、支部にまたがる事務の調整及び県会長がその都度委託する事業を実施するものとする。

- 2 地区支部連合会長は、所要に応じ、地区内各支部の会務について指導、調整を行うことができる。

(地区支部連役員及び事務所)

第28条 地区支部連には、所要に応じ地区支部連役員をおくことができる。

- 2 地区支部連合会長は、関連支部長等により選出し、県会長に報告するものとする。
- 3 地区支部連の事務所は、原則として当該地区内に置く。
- 4 事務所を特設しない場合には、地区支部連合会長の住所をもってその事務所の所在地とする。

第4節 地区部隊連絡会

(設置及び改廃)

第29条 地区部隊連絡会(以下「地区部隊連」という。)は、駐屯地、基地等の冠名称を呼称するものとする。

- 2 地区部隊連の設置及び改廃は理事役会の議決を経て会長が行う。

(機能)

第30条 地区部隊連は、地域内に所在する駐屯地、基地等を支援する関係支部組織を明確にし、自衛隊との連携を強化するものとする。

(地区部隊連役員及び事務所)

第31条 地区部隊連には、所要に応じ地区部隊連役員をおくことができる。

- 2 地区部隊連絡会長は、関連支部長の互選により選出し、県会長に報告するものとする。
- 3 地区部隊連の事務所は、地区部隊連絡協議会長の住所をもってその事務所の所在地とする。

第5節 分会

(分会)

第32条 分会は、会員の面識、親睦を深めるとともに、支部活動を分担する。

- 2 支部長は、分会を設置した場合には、県会長に報告するものとする。
- 3 2個以上の市、町をもって1個の支部を設けた場合には、必要に応じ適宜の市、町等をもって分会を設置することができる。

第6節 部会

(部会)

第33条 本会、支部等は、会員の出身、職種、部隊及び現在の環境等により、それらを中心として親睦活動を行う場合、部会を設けることができる。

- 2 部会活動は、本会、支部等と連携の上実施し、その活動を助長することに留意して行うものとする。

第7章 会議

(種別)

第34条 本会の会議は、県総会、理事役会及び支部長等会議の3種とする。県総会

- は、通常県総会及び臨時県総会とし、理事役会は通常理事役会と臨時理事役会とする。支部長等会議は必要に応じて行う。
- 2 前項の他、必要に応じて支部長等会同を行う。

(構成)

- 第35条 県総会は、正会員をもって構成する。
- 2 理事役会は、理事役をもって構成する。
 - 3 支部長等会議は、地区支部連合会長、地区部隊連絡会長、支部長、監事役及び理事役をもって構成する。

(機能)

- 第36条 県総会は、本会の最終議決機関として、次の事項を議決する。
- (1) 会員の除名の理事長への上申
 - (2) 県事業報告の承認
 - (3) 県終収支決算の承認
 - (4) 県規約の変更
 - (5) 予算を伴わない権利の放棄、又は義務の負担
 - (6) 県会長が付議した事項
 - (7) その他本会の運営に関する重要な事項
- 2 理事役会は、本会の執行機関として、次の事項を議決する。
 - (1) 県事業計画の承認
 - (2) 県収支予算の承認
 - (3) 県総会において議決された事項の執行に関する事項
 - (4) 県総会に付議すべき事項の承認
 - (5) その他県総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
 - 3 支部長等会議は、本会の運営の具体的な実行に関する連絡調整機関として、次の事項を行う。
 - (1) 県事業計画等の意見提出及び徹底
 - (2) 県事業等の具体的実施要領の意見提出及び徹底
 - (3) 正会員の活動一般に関する調整
 - (4) 支部運営要領の相互調整
 - (5) その他県会長が付議した事項

(開催)

- 第37条 通常県総会は、年1回、年度開始後2カ月以内を基準に開催する。
- 2 臨時県総会は、理事役会が必要と認めた時、又は正会員の5分の1以上若しくは、監事役から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。
 - 3 通常理事役会は、原則として年2回、年度開始前2カ月以内及び年度前半に開催する。臨時理事役会は、県会長が必要と認めたとき開催する。
 - 4 支部長等会議は、県会長が必要と認めた時開催する。

(招集)

- 第38条 県総会、理事役会及び支部長等会議は、県会長が招集する。
- 2 招集は、正会員に対し、会議の目的、日時、場所、議題等を示して、開会の日の10日前までに文書等をもって通知する。但し緊急の場合は、この限りでない。

(議長)

第39条 県総会の議長は、出席会員の互選により選任する。議長が選出されるまでの仮議長は、県会長がこれに当たる。

2 理事役会の議長は、県会長がこれに当たる。

3 支部長等会議の議長は、県会長、又は県会長が指名した者がこれに当たる。

(定足数)

第40条 県総会の定足数は、正会員の2分の1以上とする。

2 理事役会及び支部長等会議の定足数は、構成員の2分の1以上とする。

(議決)

第41条 会議の議事は、出席者の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 やむをえない理由のため、会議に出席出来ない会議の構成員は、あらかじめ議案として通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。

この場合において、前条及び前項の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第42条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 議事の経過及び要領及びその結果

(3) 会議において述べられた一定の意見又は発言内容の概要

(4) 会議に出席した理事役及び支部長等の氏名

(5) 議長の氏名

2 議事録には、議長及び出席した理事役が署名しなければならない。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第43条 本会の経費は、次の各号の収入をもって充てる。

(1) 隊友会本部からの助成金

(2) 会費

(3) 寄付金

(4) 資産から生ずる収入

(5) その他の収入

(資産の管理)

第44条 資産は、県会長が管理し、その方法は、理事役会の議決による。

(予算及び決算)

第45条 県会長は、毎会計年度開始前に次年度予算案について予算報告書を作成し、理事役会に提出してその承認を受け、毎年3月5日までに隊友会理事長に報告するものとする。

2 県会長は、県予算について県正味財産増減計画書を作成し、毎年4月15

日までに、監査報告書を添えて、隊友会理事長に報告するものとする。この際、期日に間に合わない場合は、見込額として報告し修正が必要な場合は、速やかに隊友会理事長に報告するものとする。

3 県会長は、会計年度終了後2カ月以内に、県収支決算書を財産目録とともに県総会に提出して、その承認を受けなければならない。

(会計年度)

第46条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 見舞金及び香典並びに表彰及び感謝状

(見舞金、香典、表彰及び感謝状)

第47条 見舞金及び香典に関する手続並びに表彰及び感謝状の贈呈に関しては、隊友会規定第14号及び15号によるものとし、細部の手続については別に定める。

第10章 規約の変更

(規約の変更)

第48条 この規約は、隊友会定款その他上部規則の改正の場合を除き、県総会において、その出席者の過半数の同意を得なければ変更することができない。

第11章 雑 則

(委 任)

第49条 この規約の施行について必要な事項は、県会長が理事役会の議決を経て別に定める。

2 地区支部連合会長、地区部隊連絡会長及び支部長は、それぞれの理事役会の議決により、必要な事項を定めることができる。この場合においては、県会長に報告するものとする。

付 則

この規約は、平成24年6月3日から施行する。

公益社団法人隊友会滋賀県隊友会規則（平成23年6月26日）は、平成24年6月3日をもって廃止する。

一部改訂 平成29年7月9日

